

博士の学位を授与することに決し文部省に対し其認可請求中なりしか此の度認可せられたり、博士は東京帝国大学法学部を卒業し其後独逸に留学して保険学を専攻し帰朝以来保険の実務に従事し且つ多年中央大学に在りて保険学及独逸法の講座を担任せられ又保険法論外數種の著書あり、因に前記論文の審査要旨は左の如し

一、本論文に於て著者は保険契約法中最も重要なとして疑議に富める告知義務に關し深遠なる研究の結果を陳述せり即本論文は三章より成り第一章を告知義務の立法上の根拠と題して之に關する從來の諸學説を論評すること極めて詳密なり而して著者は告知義務の立法上の根拠を以て危險測定の技術的基礎に在りとする所謂危險測定説の採るべき所以を論し之を告知義務に關する諸國の現行法制並其の沿革的研究に基きて考証せり告知義務法制の将来に關し所見を述べ沿革上保険技術の進歩に伴ふ告知義務法制變遷の跡に鑑み将来に於ても保険技術の發達に伴ひ告知義務の法制が変化すべく又必ずや變化せざるへからるものと断せり即以て告知義務に關する立法の帰趨をトすると同時に之が研究の態度に關し方針を示す所あらむとせるものなり

796  
**三浦教授学位を享く**  
 〔『法学新報』第34卷4(387)号 大正13年4月5日〕

○三浦教授学位を享く 中央大学教授三浦義道氏は『保險契約ノ告知義務ニ關スル理論的実際的研究』と題する論文を中央大学法学部に提出したるより同学部教授会に於て審査の結果法学

所なり即著者は第二章を告知義務の法律上の性質と題して告知義務の本質に關し研究を試めり而して其の論述する所は多岐に亘るも其の要点に付て觀るに告知義務か保險契約の締結に際し存する保險者の危險測定に資料を供する一方

的的通知義務にして又形式的客観的義務たるの性質を有するものと論し且其の何故に形式的客観的義務たるに過ぎざるかの理由は保険事業に於ける危険測定の技術上の見地に於てのみ之を闡明し得へしと為せり蓋し著者は既に第一章に於て告知義務の立法上の根拠か危険測定の技術的基礎に存在する所以を論証せるものにして立法上の根拠論と法律上の性質論とは理論上別箇の觀念なりと雖尚二者は密接なる關係を有し性質論は其の前提に於て不可分的に根拠論に本つかざるへからざるを以て告知義務か單に保険者の危険測定に対する資料供給を目的とする一方的通知義務にして又危険測定の技術的必要の範囲内に於ける形式的客観的義務たる性質を有するに過ぎざるものと為せるは寔に論理一貫首尾照応の見解たるを失はず

三、告知義務に関する我商法規定の解釈に付ては記述すべきもの渺からず存せり即著者は第三章を我商法に於ける告知義務と題して告知義務者、告知の時期並告知義務の内容に關し論述する所あり而して其の内容を論しては告知すべきは危険測定に関する重要事項に係るものとせり且其の如何なる事實が危険測定上重要なは一般的には客観的判断に依るべきも箇箇の場合に於ては保険者の主觀的判断をも加へて決定せられざるへからずと為し諸般の引例を用ひて之を結論せり又著者は質問表なるもの、法律的価値を肯定しおを肯定すれば即告知義務立法の目的に副ふ所以にして從て危険測定に関する重要事項は総て同表中に包含せらるへ

きものと説けり次て告知義務違反行為の要件を論して之に二ありとせり其の一は客観的要件にして即不告知、不実告知なりとし他は主觀的要件にして即告知者の惡意、重大な過失なりとせり且つ告知義務違反の法律事実は此等二要件が相互に不可分的に制限せらるゝに因りてのみ発生すへき所以を述へ併せて著者は箇々の場合に於ける告知義務違反裁断の困難を指摘し事実の多方面に亘りて具さに之を考究し更に進て告知義務違反の効果に關し之を解除権の性質、行使方法並解除に関する制限に分説して所謂不可争条款なるものを研究せり

四、著者は本論文を終るに臨み巻末所懐と題し我邦保険界の実情として告知義務争議の夥多なることを挙示し併せて之を緩和に於ける方策を講究せり即告知義務違反に基く契約解除の場合に於ける弔慰金贈呈の弊を難し之が対策としては寧ろ解除を去り保険料の変更又は保険金の削減を以てするの優れる旨を述へ仍りて以て告知義務に關し實際的見地に於て指針を与ふる所あらむとせり

五、思ふに保険契約の告知義務に関する研究として本論文の

如く詳細を極めたるもの我国に於て未だ之れ有るを見ず而

して其の論旨は多岐に亘るを以て一々之を論評することを

得す且箇々の点に付ては審査委員各自の間に於ても亦異見

なしとせず然れども本論文は大体に於て其の考証論旨共に

周到穩健なるものと概評することを得へし殊に著者が其の

論旨を維持徹底せしむるに當り普く英、仏、独、瑞其の他

諸国の立法學説を涉獵し博引旁搜努めて已まさる所あるは

著者多年の読書研鑽の深邃なると學問的研究に忠実なると

を示すに足るものと謂はざるへからず又其の立論乃至研究

方法として出色の点亦歎からず存せり即告知義務の立法上

の根拠を攻究するに當りて現行法制の比較的研究を試むる

と共に沿革的研究方法を探用し併せて保険技術に対する適

正なる考慮を以てせること其の一なり告知義務違反行為の

内容を論して以て質問表の法律的価値を断定するに至れる

こと其の一なり又契約の錯誤、詐偽の場合と告知義務違反

の場合との比較論評を試むるに當りて著者独特の蘊蓄を此

に傾倒したこと更に其の一なり且著者の立論は其の全般

に涉りて当初把持せる告知義務の立法的根拠に執着し終始

一貫せる所あるを以て其の論旨の甚た力強さを認むること

を得へし

六、更に著者が巻末に添附せる所懷一編は叙述簡約なりと雖  
我邦の保険界殊に頻發する告知義務違反より生する争訟の  
防止に対し抱負の片鱗を示せるものにして斯業に随伴せる

積弊を剔決し之を痛論して克く要を得たるものと謂ふへし

而して之か弊害の排除策として提議せる諸点は必ずしも著

者獨創の見に非すと雖然かも言々皆刻下の事実に基き成れ

く保険界の事務に鞅掌して蓄成せる経験を窺ふに足るへし

七、著者の周到なる考証其の穩健なる論旨も時に会々不備を

覺へ又論理の不徹底を感じる場合なきにしも非す然りと雖

本論文は之を総して其の構造論旨考証に通し堂々たるは蓋

し稀に觀る所のものにして其の欠陥を補ひて余ありと謂ふ

へし然かも告知義務に関する幾多の疑議を質し其の独特の研

究を之に陪し併せて多量の研究資料を提供したるものある

は大に推量せざるへからざる所なり